

# 高知くらしの護身術

83

## 電話セールス

### 断った人に再勧誘禁止

(2008年2月19日掲載原稿)

執拗な勧誘に対する法律知識

自宅や職場に突然電話があり、しつこく健康食品等の購入を勧誘され、聞くのも面倒なので適当に断っていますが、断っている消費者に勧誘を続けるという相談があります。

このように執拗な電話勧誘に対し、特定商取引に関する法律で「再勧誘の禁止」が規定されています。

法律の条文を見てみましょう。第17条に「販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思表示をした者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘してはならない。」とされています。

これだけでは大雑把すぎるので、経済産業省の通達「特定商取引に関する法律の施行について」では、「契約を締結しない旨の意思表示」とは、販売業者等からの勧誘に対し、消費者が「いません」「関心がありません」「お断りします」など明示的に意思表示をした場合に加え、黙示的に意思表示した場合も含むものである。また、具体的に勧誘されている商品について意思表示をする場合のほか、「あなたとは一切取引を行うつもりはありません」という意思表示もあり得る。この場合には商品の種類の如何を問わず意思表示をしているので、その者に対する勧誘は禁止される。

「勧誘をしてはならない」とは、その電話において引き続き勧誘することはもちろん、その後改めて電話をかけて勧誘することも禁止されるという意味である。

以上のとおり、法律に反する行為ですので、断る理由など考えずに「断った者に対する再勧誘は法律違反ですよ。」と言って電話を切るのもひとつの方法です。